

戸塚区公告第121号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月17日

横浜市戸塚区長 白井 正和

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	・野間口 章 ・ZAW MYO KO ・今井 和弘
送達する 書 類 名	国民健康保険料等還付通知書 (令和8年7月送付分)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		